

要求水準書（案）に関する質問書への回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
1	2	3	(4)			表1 対象施設	撤去対象の構造物について、本事業に支障のない範囲で杭を残置することは可能との認識でよろしいでしょうか。	表1で示したものは原則的に撤去してください。残置について、事業者から合理的な理由があれば、協議に応じるものとします。
2	2	第1章	4	(4)		粉末活性炭	本施設については、水質条件を満足する場合には、建設を行わなくても良いと考えていますが、このような理解で良いでしょうか？	ご理解のとおりです。
3	2	3	(4)			既存流用施設	既設流用施設である場外監視制御システムにつきまして、流用につき新中央監視室等への移設が必要になると考えますが、移設における場外監視制御システムの停止、移設作業、復旧・試験確認は本事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	2	3	(4)			対象施設	既存流用可能施設・既存流用施設・撤去対象施設について、構造・数量等が確認できる資料は提示頂けますでしょうか。	閲覧可能資料10に該当します。閲覧可能資料については、制限付きですが貸出を認めます（一部貸出不可のものもあります）。閲覧の際に、希望する資料を申し出てください。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
5	3	3	(6)			事業期間	事業期間内に、ある既存施設・設備が事業者の責任以外の理由（老朽化等）により、修復不可能な故障等が発生し、急遽更新が必要となった場合は、貴市の負担で更新頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。添付資料15を参照してください。
6	3	3	(4)			対象施設	「※浄水処理方法については、生物接触ろ過（上向流）＋凝集（＋粉末活性炭）＋沈殿＋急速ろ過を想定しているが、これに限らず要求水準（浄水水質）の達成が可能な処理フローがあればそれを認める（中略）」との記載について、他のフローを提案する場合、「浄水技術ガイドライン2010」298頁図7.1-1に記載のフローより、既存工程への追加に当たらないことから、簡易実験にて確認が必要と判断されますが、実験データの提出が必要となるのでしょうか。	事業者提案内容に応じ、浄水技術ガイドラインのフローに沿って実験が必要な場合、実験を実施し、実験データを提出してください。
7	3	3	(4)			対象施設	「※浄水処理方法については、生物接触ろ過（上向流）＋凝集（＋粉末活性炭）＋沈殿＋急速ろ過を想定しているが、これに限らず要求水準（浄水水質）の達成が可能な処理フローがあればそれを認める（中略）」との記載について、他のフローを提案する場合、認可変更が必要となるのでしょうか。	変更認可（届出含む）の手続きが必要となります。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
8	4	3	(7)			事業方式	水道法に基づく本事業に係る許認可については、関係機関と協議中である」とあります。P.19の設計業務で各種申請書類の作成において水道事業変更認可等の書類作成および関係機関との協議を要求されていますが、関係機関との協議は、今後も貴市が主体となり継続されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	4	3	(7)			事業方式	水道法に基づく本事業に係る許認可については、関係機関と協議中である」とあります。本協議に基づく計画浄水量の変更に関するリスクは貴市との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	4	3	(9)			遵守すべき関係法令等	遵守すべき関係法令等の「最新」とは、公募要綱等の公表時点での最新と考えてよいでしょうか。また、契約後に変更が生じた場合、追加コストについては、貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	その都度、最新のものを遵守していただくこととなりますが、追加コストについては、リスク分担表により本市が負担するものについては協議に応じます。
11	6	3	(9)	エ		各種基準	水道施設耐震工法指針・解説等は、要求水準（案）が公告された時点での最新のものを適用する形でよろしいでしょうか。	その都度、最新のものを遵守していただくこととなりますが、追加コストについては、リスク分担表により本市が負担するものについては協議に応じます。
12	9	2	(3)			表4 法的要件	土砂災害警戒区域について、傾斜地に対する対策は実施済みであり、本事業で実施すべき対策工事は無いとの理解でよろしいでしょうか。	傾斜地（のり面）部の対策は実施済みであり、事業者による整備は不要です。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
13	9	2	(3)			表4 法的要件	開発許可申請については、設計スケジュールに影響するため提案書提出よりも前に、関連部局への問合せを実施したいと考えています。よろしいでしょうか。	開発許可申請について、事業契約締結前に関連部局と具体的な協議をすることは認めません。
14	9	2	(3)			表4 法的要件	表4に記載の内容について、提案内容を事前に担当部局に確認することは可能でしょうか。	表4に記載の内容や解釈について、確認することは問題ありませんが、事業契約締結前に担当部局と具体的な協議をすることは認めません。
15	9	2	(3)			表4 法的要件	区分欄の「宅地造成工事規制区域」について、基本設計などの事前検討において本申請は必要との考えであったかご教示願います。	本施設の建設予定地は、宅地造成工事規制区域内であり、都市計画法第29条第1項第3号における水道事業の用に供する水道施設（取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設）に該当するため、宅地造成工事規制に関する申請は不要と考えます。また、管理用建物についても浄水施設の一部と考えます。
16	9	2	(3)			表4 法的要件	開発許可申請に関連し、「平成28年度 長府浄水場更新事業基本設計業務委託報告書」、「平成21年度 長府浄水場基本設計業務（現地工事）報告書」では、雨水調整池や防火水槽など消防利水の設備が配置されておりませんが、不要との理解でよろしいでしょうか。建設工事の前提条件となる内容と考えますので、条件提示をお願いいたします。	雨水調整池は必要ありません また、事業者提案によりますが、火災対策として施設規模及び構造等に応じて、必要な消防設備は設置してください。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
17	9	2	(3)			表4 法的要件	開発許可申請について、都市計画法第29条第1項第3号において、浄水施設は適用除外となっています。許可申請は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	9	第1章	2	(3)		表4法的要件	区分欄の「宅地造成工事規制区域」について、導入可能性調査において本申請は必要との考えであったかご教示願います。	本施設の建設予定地は、宅地造成工事規制区域内であり、都市計画法第29条第1項第3項における水道事業の用に供する水道施設（取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設）に該当するため、宅地造成工事規制に関する申請は不要と考えます。また、管理用建物についても浄水施設の一部と考えます。
19	10	3	(6)			PCB保管	本事業の撤去対象設備にて、PCB含入の可能性がある設備が発生した場合、貴市所掌での保管と考えてよろしいでしょうか	要求水準書（案）のとおりです。PCB含有が疑わしい場合の分析費用は、事業者の負担とし、保管は本市で行います。
20	10	3	(6)			前提条件	前提条件にPCBは保管していないとありますので、事前調査において存在が確認され対策費用が発生した場合は精算いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）のとおりです。PCB含有機器の届出、処分に係る費用のみ本市の負担とします。また、PCB含有が疑わしい場合の分析費用は、事業者の負担とします。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
21	10	3	(5)			前提条件	「工事時の搬出入車両の制限は延べ100台/日程度とし、浄水場の運用に支障がないようにすること。」とありますが、工事時の搬出入車両とは、いわゆるダンプトラックやアジテータ車などの工事車両だけでなく、施工業者の通勤車両等は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	工事時の搬出入車両とは、いわゆるダンプトラック、資材運搬トラック、生コン車、アジテータ車等の工事車両を想定しています。施工業者の通勤車両等は対象外と考えています。
22	10	3	(5)			前提条件	「工事時の搬出入車両の制限は延べ100台/日程度とし、浄水場の運用に支障がないようにすること。」とありますが、搬出入車両の制限とは、「搬出車両100台/日かつ搬入車両100台/日」との理解でよろしいでしょうか。	搬出入車両の制限とは、「搬出車両100台/日かつ搬入車両100台/日」となります。
23	10	3	(5)			前提条件	工事時の搬出入車両制限100台/日程度は、事前に提示等することで増加させることは可能でしょうか。	工事搬出入車両については、通常時は100台/日を目安と考えてください。ただし、事業者提案により協議に応じます。
24	10	3	(5)			前提条件	『工事時の搬出入車両の制限は延べ100台/日程度とし、浄水場の運用に支障がないようにすること』とありますが、協議により、運用に支障がないと認められればこの限りではないとの理解でよろしいでしょうか。	工事搬出入車両については、通常時は100台/日を目安と考えてください。ただし、事業者提案により協議に応じます。
25	10	3	(2)			前提条件	既存流用施設の排水処理施設について、浄水プロセスの変更に伴う、運転条件・運転パラメータ変更は事業者範囲と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、民家に隣接していることから、運転時間については制限が生じると考えています。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
26	10	3				前提条件	内日貯水池からの計画導水量の記載がありませので、水量の提示をお願いします。	閲覧可能資料25に該当します。
27	10	2	(5)	ウ		事業着手時の条件	一般交通に対して十分な配慮を行うこととありますが、前提条件については本事業の実施に対する事項と考えます。そのため、前提条件の住民対応は貴市との理解でよろしいでしょうか。	ここでは事業着手に先立って市が整える条件ではなく、事業着手に際して事業者が考慮すべき条件を示しています。更新事業全般に関する住民対応の窓口は原則として本市が担いますが、実際に工事計画を提案し、管理していくのは事業者であることを鑑みれば、事業者は住民対応に必要な資料を作成するだけでなく、本市と協力して積極的に住民対応を行うべきであると考えています。
28	10	2	(5)	ア		場内配管状況	場内配管系統図は、添付資料3以外の資料で場内埋設配管に関わる資料として提供頂ける資料はありますか。	閲覧可能資料10長府浄水場図面（施設別）に該当します。閲覧可能資料については、制限付きですが貸出を認めます（一部貸出不可のものもあります）。閲覧の際に、希望する資料を申し出てください。
29	10	3	(5)			前提条件	工事時の搬入出車両の制限は、延べ100台/日程度となっています。100台は、ダンプトラック・資材運搬トラック・生コン車等の大型車両のみ該当との考えでよろしいでしょうか。作業のためのライトバン等の普通車両は除外でよろしいでしょうか。	工事時の搬出入車両とは、いわゆるダンプトラック、資材運搬トラック、生コン車、アジテータ車等の工事車両を想定していません。ただし、作業のためのライトバン等の普通車両は除きます。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
30	10	3	(5)			前提条件	作業時間帯、休日等についての記載が確認できませんでした。通常作業時間帯は、8:00~17:00で考えてよろしいでしょうか。休日は、土日・祝日が対象と思いますが、作業工程上作業の可能性があります。時間帯・休工日等の規定はありますでしょうか。	平日の作業時間帯は、8:30~17:00となります。時間帯、休工日等の規定はありませんが、法令等を踏まえた上で、協議により作業可能となります。
31	10		3	(5)		前提条件	工事時の搬出入車両制限100台/日程度とのことですが、浄水施設用建物（浄水棟）の地下1階と地下2階部分のコンクリートは、打ち継ぎをできるだけ少なくして連続してコンクリートを打設したいと考えています。そのような場合での工事時の搬出入車両の制限と作業時間については一時的に緩和できると考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	工事搬出入車両については、通常時は100台/日を目安と考えてください。ただし、事業者提案により協議に応じます。
32	10	3				前提条件処理フロー	「凝集+沈殿+急速ろ過」は必須とし、追加処理フローは事業者提案という形になっていますが、必須内容を踏まえた事業者提案が、長府浄水場としての許認可と異なった場合でも、事業者提案を認めるという形で考えてよろしいでしょうか。許認可の取り直し等が発生した場合、貴市にて、対応頂けると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、変更認可に伴う資料作成等は事業者において作成することになります。
33	11	4	(1)			計画浄水量	計画浄水量88,000m ³ /日が見込まれていますが、最適な機器構成を検討・提案するために、平均浄水量及び最小浄水量が必要になります。平均及び最小浄水量の計画値をご教示ください。	平均浄水量の計画値は添付資料9を参照してください。最小浄水量の計画値は閲覧可能資料3から推測してください。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
34	11	4	(2)			表5 原水水質及び浄水水質要求水準	表5に記載のない水質項目について、原水水質は添付資料4に示されている原水水質の最大値を考慮すればよろしいですか。	ご理解のとおりです。
35	11	4	(2)			表5 原水水質及び浄水水質要求水準	原水水質(最大値)のうち、色度について継続時間をご教示ください。	濁度と同様の継続時間であると想定しています。添付資料17を参照してください。
36	11	第2章	4	(1)		計画浄水量	計画浄水量88,000m ³ /日が示されていますが、機器構成や維持管理費等を検討するために、平均浄水量及び最小浄水量が必要になります。平均及び最小浄水量の計画値があればご教示ください。計画値が無い場合は、各計画値を設定する必要がありますが、過去10年程度の浄水量の月報及び日報データを提示して頂けると理解してよろしいでしょうか。	平均浄水量の計画値は添付資料9を参照してください。最小浄水量の計画値は閲覧可能資料3から推測してください。
37	11	4	(2)			原水水質及び浄水水質	統合着水井に導水する前に殺藻目的の塩素処理の実施に際し、想定されている残留塩素濃度をご教示ください。	実証実験での塩素消費量は、0.75mg/Lであったことから、塩素処理実施時の添加塩素濃度は、0.5~0.7mg/Lを想定しています。統合着水井以降の塩素添加量については、事業者提案です。ただし、表6の管理目標を満たしてください。
38	11	4	(2)			原水水質及び浄水水質	殺藻目的の塩素処理は貴市で実施いただくと認識していますが、万一支障が生じた場合の証明は事業者が実施する必要があるのでしょうか。	生物処理設備を選定した場合、機能低下については事業者に証明していただく必要があります。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
39	11	4	(2)			原水水質及び浄水水質	「本事業の原水水質(最大値)及び浄水水質の要求水準は表5に示すとおりである。」とありますが、原水水質は事業者への引渡水質との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	11	4	(2)			原水水質及び浄水水質	浄水水質の管理目標値は、今回整備する浄水池出口との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、濁度については、ろ過池出口とします。
41	11	4	(2)	ウ		消毒副生成物及び塩素酸の増加	殺藻目的の塩素処理において、消毒副生成物及び塩素酸が増加したかを確認する水質分析は、貴市にて実施いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	必要に応じ、本市で実施します。
42	12	4	(2)			表6 浄水水質管理目標	「残留塩素について、貴市から指示があった場合、この限りでは無い」とは、管理目標1.0mg/Lを超える指示をすることがあると理解しますが、その場合、消毒副生成物の濃度が高くなる可能性があります。残留塩素1.0mg/Lを超える指示があった場合消毒副生成物の管理目標値超過は免責いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	12	4	(2)			表6 浄水水質管理目標	表6に浄水水質管理目標が示され、「*管理目標は、年間75%以上達成すること」とありますが、「年間75%以上」とは、①年間を通じて、示された管理目標値の75%未満の値を達成する②年間の水質検査回数のうち、75%以上の水質検査回数が管理目標値以下を達成するの2つが考えられますが、②の解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、水質測定は水質検査計画に基づいて実施します。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
44	13	4	(5)			事業期間終了時における施設の状態	要求性能を維持できていることの確認方法は、事業者提案でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	13	4	(3)			耐震性能	土木構造物・建築構造物とありますが、想定している土木構造物または建築構造物とは具体的にそれぞれの施設を指しているのでしょうか。	建築主事による判断となりますが、地下又は水槽構造物は土木構造物、それ以外は建築構造物を想定しています。
46	13	4	(3)			耐震性能	分類 土木構造物の記載がありますが、P2 2 (4) 表1 対象施設の1. 新設対象施設に記載されている導水施設の導水管も表7の土木構造物に含まれるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	13	4	(4)			耐用年数	表8 耐用年数とは別に、添付資料7. 下関市更新基準年数がありますが、要求水準は表8を考慮すればよろしいでしょうか。	表8に示すと通りの耐用年数以上が維持できるように考慮してください。
48	13	4	(4)			耐用年数	本事業にて新設する設備について、本事業の事業期間内に、表8の耐用年数および添付資料7の更新基準年数を超え事業期間中に更新が必要となった場合、貴市の負担で更新されるとの理解でよろしいでしょうか。	本市が更新を必要と認めた場合は、本市が更新を行います。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
49	13	4	(4)			耐用年数	山口県営第5分水槽から1号着水井までの既設導水管の一部は「平成28年度 長府浄水場更新事業基本設計業務委託報告書」と同様に管更生による更新を考えております。 管更生の場合、既設管の耐久性が耐用年数に影響することがありますので、管更生部分は表8の耐用年数の適用外との理解でよろしいでしょうか。	既設導水管は、耐用年数を経過していますが、管更生部分の耐用年数は表8を確保してください。
50	13	第2章	4	(3)		耐震性能	土木構造物における耐震工法指針については、改訂版が発刊された場合の取り扱いについてはどのように考えられているのでしょうか？ また提案書提出以降における指針改定などにおける対応を実施する場合、再計算や工事費の増額などは市側の負担と考えておりますが、このような理解で宜しいでしょうか？	その都度、最新のものを遵守していただくこととなりますが、追加コストについては、リスク分担表により本市が負担するものについては協議に応じます。
51	13	4	(3) (4)			耐震性能 耐用年数	土木構造物と建築構造物に分類されますが、それぞれ計画構造物について分類を提示頂けないでしょうか。	建築主事による判断となりますが、地下又は水槽構造物は土木構造物、それ以外は建築構造物を想定しています。
52	13	4	(3) (4)			耐震性能 耐用年数	分類の土木構造物に、P-2表1に記載されていません、導水施設も含まれる理解でよろしいでしょうか。	導水施設の耐震性能は、土木構造物（表7）、導水管の耐用年数は40年（表8）です。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
53	15	5	(2)			表9 既設との接続位置	内日導水管並びに第3 原水ポンプ槽への導水管については、断水接続可能と考えてよろしいでしょうか。	断水接続可能です。
54	15	5	(2)			表9 既設との接続位置	「表9 既設との接続位置について」の「送水管」において、建設完了後も使用する既設配管および既設バルブ等については、既存流用施設に含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	建設完了後に使用する既設場内配管及びバルブは、既存流用施設とします。
55	15	5	(2)			既設との接続位置	ガス管の接続場所が示されていますが、既設での都市ガスの利用先（給湯器等）と種別（中圧、低圧等）をご教示ください。	既設での利用先は給湯器、コンロになります。種別は低圧になります。
56	16	5	(4)			雨水排水先	開発許可申請に関する事項となりますが、雨水調整池は不要との理解でよろしいでしょうか。建設工事内容に影響するため、前提条件の明確化をお願いいたします。	ご理解のとおりです。
57	16	5	(4)			雨水排水先	工事排水は、濁度、pH等の水質管理を行い、清澄な水と確認出来た場合、雨水排水ルートに排水してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、関係機関の許可が必要となります。
58	16	5	(3)			搬出入ルート	工事車両用の仮設門を既設地下タンク（燃料）近傍に設けることは可能でしょうか。	事業者提案と考えます。ただし、地下タンク本体と地下タンクへの燃料補給に支障がない計画としてください。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
59	16	5	(3)			搬出入ルート	仮設道路の設置に伴い必要となる関連部局との協議や場内の建設物の移設等に協力頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	16	5	(3)			搬出入ルート	搬出入ルートが示されていますが、示された動線(薬品、脱水ケーキ、燃料など)の使用頻度をご教示願います。	PAC：85台/年(ローリ-8kL) 次亜：38台/年(ローリ-8kL) 燃料：1台/年(ローリ-10kL) 粉炭：16台/年(ジェットパック12m3) 脱水ケーキ：66日/年(10t車)
61	16	第2章	5	(4)		雨水排水先	今までに上水工務課が雨水排水の放流について雨水調整池の建設の有無について協議した内容をご教示願います。また協議先についても明示願います。	雨水調整池の建設について協議したことはありません。
62	18	3	(1)	キ		PCB使用状況	事前調査業務におけるPCB調査の結果、PCBが確認された場合、必要な対策を講じることとありますが、P.10の前提条件にPCBは保管していないとありますので、存在が確認され対策費用が発生した場合は精算いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	撤去対象施設の機器については、閲覧可能資料18に該当します。事業者が実施する使用状況調査の結果、PCB含有機器が発見された場合の必要な対策費用(漏えい防止)は、協議に応じます。また、保管及び処分については、本市が行います。
63	18	3	(1)	キ		PCB使用状況調査	「解体・撤去を行う施設に対し、PCBの使用状況調査を実施し、必要な対策を講じること。」とありますが、貴市で把握しているPCBの使用状況をご教示ください。	本市で把握したPCBはすでに処分しており、現時点で、PCBは使用していません。事業者が実施する使用状況調査の結果、PCB含有機器が発見された場合の必要な対策費用(漏えい防止)は、協議に応じます。また、保管及び処分については、本市が行います。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
64	18	3	(1)	キ		PCB使用状況調査	「解体・撤去を行う施設に対し、PCBの使用状況調査を実施し、必要な対策を講じること。」とありますが、処分は下関市様側で実施するものと考えます。	ご理解のとおりです。
65	18	3	(1)	カ		アスベスト調査	「解体・撤去を行う施設に対し、アスベスト調査を実施し、必要な対策を講じること。」とありますが、貴市で把握しているアスベスト含有範囲をご教示ください。	本市で現在把握しているアスベスト調査結果については、閲覧可能資料23になります。
66	18	3	(1)	カ		アスベスト調査	事前調査業務におけるアスベスト調査の結果、必要となった対策費用は、金額の変更を伴う設計変更の対象であるとの認識でよろしいでしょうか。	本市で現在把握しているアスベスト調査結果については、閲覧可能資料23になります。 事前調査後、新たに確認されたものに関しては協議に応じます。
67	18	3	(1)	イ		地質調査	地質調査についてa～cに調査方法が記載されていますが、調査方法や箇所数は事業者提案であり、a～cの調査方法のうち合理的な根拠があれば実施しない方法があった場合においても要求水準未達とはならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	18	3	(2)	ア		業務の実施に当たっての留意事項	「既往調査に対し、追加的に必要な調査を実施すること」とありますが、調査の要否や範囲は、事業者提案によるものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
69	18	3	(1)			事前調査業務	公募要綱等で示される資料で確認できるものは事業者負担であり、示される資料がなく、確認できないものは貴市リスクと考えております。そのため、示された資料で確認できず事前調査により判明した事象を設計に反映した場合、設計変更対応となり精算いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	資料等から推測される内容から著しく異なることについて事業者に見えないことを事業者が明確に示し、本市がこれを認めた場合は、協議に応じます。
70	18	第3章	3			事前調査業務	公募要項等で示される資料で確認できるものは事業者負担であり、示される資料がなく、確認できないものは貴市リスクと考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	18	第3章	3			事前調査業務	事前調査の結果により発生した設計変更は、清算対象との理解でよろしいでしょうか。	資料等から推測される内容から著しく異なることについて事業者に見えないことを明確に示した場合に限り、協議に応じます。
72	18	3	(1)	エ		土壌汚染調査	土壌汚染調査を行うこととありますが、調査のみと考えます。土壌汚染が発見された場合の措置については貴市のリスクとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。添付資料15を参照してください。
73	19	4	(1)	ウ		各種申請書類の作成	建設工事着手までに水道事業変更認可等の申請に必要な書類の作成を行うとありますが、撤去工事は認可等の申請によらず施設撤去設計が完了し、ご承認いただければ着手可能との理解でよろしいでしょうか。	公募要項等で示します。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
74	19	4	(1)	ウ		各種申請書類の作成	「変更認可申請に必要な書類を建設工事着手までに作成」とありますが、変更認可申請は貴市が行うものであり事業者所掌の作業は必要な資料の作成であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	19	4	(1)	ウ		各種申請書類の作成	変更認可申請において、「関係機関との協議を行うこと」とありますが、貴市が主体的に関係機関との協議を実施され事業者は書類作成等の支援を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	19	4	(1)	ウ		各種申請書類の作成	国庫補助金交付補助申請の書類作成の支援を行い、審査機関との協議、会計検査等の対応を行うこと」とありますが、審査機関との協議および会計検査等の対応は貴市が主体的に実施し、事業者は書類作成の補助という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	19	4	(1)	ウ		各種申請書類の作成	国庫補助金交付補助申請について、採択条件は「高度浄水処理設備等整備費」であり、補助対象施設は「生物接触ろ過（上向流）」を想定されているとの理解でよろしいでしょうか。	浄水方法は事業者提案であり、補助対象施設は現時点で想定していません。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
78	19	4	(1)	ア		基本設計	優先交渉権者決定後、提案内容および契約金額の調整を経て合意をもって事業契約されると考えます。 基本設計においては、入札説明書等の条件を満足しているが、貴市の意向により事業契約時の技術提案内容からの変更が必要となった際には、設計変更として費用精算いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	本市の意向による提案内容の修正分も含めて契約金額を調整し、事業契約を締結することを想定しています。よって、事業契約締結後に、本市の意向により大きな修正が生じることはないと考えています。 なお、事業契約締結後の本市の指示又は本市の責めによる変更につきましては公募要項等で示します。
79	19	4	(1)	ア・イ		基本設計詳細設計	基本設計・詳細設計の貴市の承認については、段階的に承諾申請図書を提出し、都度ご承認いただくことは可能でしょうか。	基本設計は、計画施設を総合的に確認するため一括での承諾とします。詳細設計については、都度提出でも構いません。
80	19	4	(1)	イ		詳細設計	工期遵守のために撤去工事に着手を早期に行いたいと考えています。そのため、詳細設計において撤去工事にかかる施設撤去設計を先行して完了させますので、施設撤去設計内容の承諾いただき、建設工事の承諾前であっても撤去工事の着手は認めていただきますようお願いいたします。	公募要項等で示します。
81	19	4	(1)	イ		詳細設計	「市が承諾した基本設計をもとに、詳細設計を行う」とありますが、提案書の内容に対して、契約後に貴市のご意向を反映することを想定されたいとの理解でよろしいでしょうか。その場合、設計変更として費用精算いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	本市の意向による提案内容の修正分も含めて契約金額を調整し、事業契約を締結することを想定しています。よって、事業契約締結後に、本市の意向により大きな修正が生じることはないと考えています。 なお、事業契約締結後の本市の指示又は本市の責めによる変更につきましては公募要項等で示します。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
82	19	3	(2)	エ		ボーリング調査	「必要箇所数のボーリング調査を行い」とありますが、必要箇所数及び基盤面までの長さは事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	19	3	(2)	エ		ボーリング調査	今回既設緩速ろ過池の真下など最終的な施設配置に合わせたボーリング調査が早期に必要ですが、操業との調整や地中埋設物のない場所の選定や一部施設の底盤への穴あけなどが必要と考えます。ボーリング調査地点の位置の選定にご協力をお願いします。	位置の選定は事業者提案とします。調査は、浄水場の運用に支障を与えないように本市と協議して実施してください。
84	19	第3章	4	(1)	ア	基本設計	基本設計については、プロポーザルで提示する内容（提案書に示す事項）に基づき基本設計を纏めて提出する予定です。 本内容の施設計画や容量については、全て提案書に記載する予定のため、本内容（基本設計）での大きな変更は生じないと考えております。仮に市側からの要望により大きな修正が発生し、工事費が増額となる場合には市側の責による支払いと考えますがこのような理解でよろしいでしょうか。	本市の意向による提案内容の修正分も含めて契約金額を調整し、事業契約を締結することを想定しています。 なお、事業契約締結後の本市の指示又は本市の責めによる変更につきましては公募要項等で示します。
85	19	第3章	4	(1)	ア	基本設計	基本設計に示す「施工方法」や「維持管理方法」については、プロポーザル提案でお示しする内容を詳細化して記載することを考えており、基本設計作成時に変更ができない（修正が出来ない）と考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	本市の意向による提案内容の修正分も含めて契約金額を調整し、事業契約を締結することを想定しています。基本設計は、事業契約で合意した提案内容を具体化するとともに事前調査で把握できた事項を反映することとしています。 なお、事業契約締結後の本市の指示又は本市の責めによる変更につきましては公募要項等で示します。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
86	19	第3章	3	(2)	エ	業務の実施にあたっての留意事項	ポーリング調査の必要箇所数について、現在市が考えている必要箇所数及び基盤面までの長さをご教示願います。	事業者提案とします。
87	19	3	(2)	カ		業務の実施にあたっての留意事項	現地調査の結果、公表図面との差異が発生した場合は精算対象との理解でよろしいでしょうか。	資料等から推測される内容から著しく異なることについて事業者に予見できないことを明確に示した場合に限り、協議に応じます。
88	19	3	(2)	ク		業務の実施にあたっての留意事項	「新型コロナウイルス感染症対策については、国土交通省ガイドライン等を参考に実施すること」とありますが、国土交通省によって建設産業向けに通知や通達された新型コロナウイルス感染症対策に基づいた対策を行うとの理解でよろしいでしょうか。 また、提案後の新たな通知や通達に基づいた対策費用については精算いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	公募要項等の公表時点と内容が異なる場合の対応は、協議に応じます。
89	21	4	(2)	イ		基本設計業務	「事前調査業務により新たに把握できた事項について基本設計に反映すること」とありますが、本調査結果による工事費の増額については貴市から頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	資料等から推測される内容から著しく異なることについて事業者に予見できないことを明確に示した場合に限り、協議に応じます。
90	21	4	(3)	ア	(ウ)	詳細設計業務	「計画浄水量の75%以上を確保できるよう複数系統とすること」とありますが、これは水槽や設備の複数系統化を指し、導水管や送水管、場内連絡管路の複数系統化を要求するものではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
91	21	4	(3)	ア	(エ)	詳細設計業務	水質管理センターへの必要なサンプリング水量についてお示してください。	約7~10L/minです。
92	21	4	(3)	ア	(ク)	詳細設計業務	「コンクリート製水槽構造物の内面は防水防食塗装を行うこと」とありますが、水道施設のコンクリート構造物の劣化が少ないとされる根拠資料の提示や漏水に対するひび割れ対策を事業者提案することで、防水防食塗装を行わないという提案は認めていただけますでしょうか。	要求水準書（案）のとおり、防水防食塗装が必要です。これ以外は認めません。
93	21	4	(3)	ア	(カ)	詳細設計業務	水質事故等（油類混入を含む）場合の取水停止を判断する油などのセンサーの設置は事業者が行うが、取水停止判断は、貴市の範囲と考えるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	21	4	(3)	ア	(カ)	詳細設計業務	水質事故を検知する場所は、山口県営第5分水槽と考えますがよろしいでしょうか。	水質事故を検知する場所は、山口県営第5分水槽と受水槽の2か所が必要と考えます。
95	21	4	(3)	ア	(カ)	詳細設計業務	水質事故判断のセンサーの監視信号の送信先と伝送方法をご教示願います。	事業者提案とします。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
96	21	4	(3)	ア	(ク)	詳細設計業務	<p>防水防食の基準について、最新版の基準を満たすことが求められていますが、公募要綱等の公表時点の最新版との理解でよろしいでしょうか。施工時に新たな最新版が提示されている場合、仕様変更し当該費用精算いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>その都度、最新のものを遵守していただくこととなりますが、追加コストについては、リスク分担表により本市が負担するものについては施工前に協議に応じます。</p>
97	21	4	(3)	ア	(ウ)	全般事項	<p>複数系統の考え方について、以下に示す内容においても要求水準未達とならないとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>本建設では、緩速ろ過池跡地に部分供用開始に必要な浄水施設を建設（1系と称す）し、その後既存施設を撤去し、その跡地に全部処理に必要な施設を増築（2系と称す）することを検討しています。</p> <p>部分供用開始時の浄水量は、計画浄水量の57%程度であり計画浄水量の半分ではありません。そのため1系と2系の処理水量を必要水量とし、処理水量が異なる系統を設けてもよろしいでしょうか。（例えば、1系を50,000m³/日、2系を38,000m³/日とするという意図です）</p> <p>その際には、設計諸元（滞留時間やろ過速度など）を系統間で統一することで系列ごとの処理性の違いが生じないように配慮します。</p>	<p>示された内容であれば、要求水準未達とはなりません。</p>

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
98	21	4	(3)	ア	(ウ)	全般事項	「機器の故障、各施設の点検・洗浄時等の際も、計画浄水量の75%以上を確保できるよう複数系統とすること」とありますが、部分供用開始時(50,000m ³ /日)にも要求されている条件であるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者提案によりますが、部分供用開始時は、既設を含め浄水施設は、機器の故障、各施設の点検・洗浄等の際も計画浄水量の75%以上としてください。
99	21	4	(3)	ア	(ウ)	全般事項	「機器の故障、各施設の点検・洗浄時等の際も、計画浄水量の75%以上を確保できるよう複数系統とすること」とありますが、例えば、全体を2系統化し、1系統当たり沈殿池が4池あった場合、沈殿池3池において計画浄水量の75%を満足すれば良いと理解しておりますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	21	第3章	4	(2)	(イ)	基本設計業務	「新たに把握できた事項」とは、本結果による工事費の増額については市から頂けると考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	資料等から推測される内容から著しく異なることについて事業者に見えないことを明確に示した場合に限り、協議に応じます。
101	21	第3章	4	(3)	(ク)	詳細設計業務	コンクリート製水槽構造物の内面は防水防食塗装を行うこととありますが、各種資料やデータを示し、コンクリート材料や混和剤の使用により打設時のひび割れ対策を行うことで、塗装しないことを提案してもよいでしょうか。	要求水準書(案)のとおり、防水防食塗装が必要です。これ以外は認めません。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
102	21	4	(3)	ク		水槽部内面塗装	「コンクリート構造物（雨水排水用の桁等は除く。）の水槽内面は、防水防食塗装を行うこと。」とありますが、実績を有していても無塗装での提案は不可ということでしょうか。	要求水準書（案）のとおり、防水防食塗装が必要です。これ以外は認めません。
103	22	4	(3)	ア	(コ)	詳細設計業務	建築コスト低減のため、攪拌機などの機器は、敷地境界線で騒音規制値を遵守しますが、遵守できない場合は、防音BOX等で囲うなどの対策で、屋外設置を検討しますが宜しいでしょうか。	事業者提案とします。
104	22	4	(3)	ア	(ソ)	詳細設計業務	水需要が減少しても対応が可能な施設構成、設備構成とすること」とありますが、水需要が減少した際に運転する池数を停止させていくことで対応するという理解でよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
105	22	4	(3)	ア	(ハ)	詳細設計業務	施設の耐震性に関する貴市の方針とは、P14 表7にお示しの性能と考えてよいでしょうか。	要求水準書（案）のとおりです。
106	22	4	(3)	ア	(ネ)	全般事項防塵塗装範囲	「機械室及び電気室の各室は、換気設備を設置し、防塵塗装を施すこと。」とありますが、防塵塗装の対象範囲は、室内床面のみという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
107	23	4	(3)	イ	(ア)	導水施設設計	導水管について管路更生を行う場合は、既設ヒューム管の状態が閲覧資料からは判断できません。そのため、現地調査により提案内容以上の工事が必要となった場合は、設計変更対象となり精算いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	既設ヒューム管は、耐用年数（40年）を超過しています。また、資料等から推測される内容から著しく異なることについて事業者に見えないことを明確に示した場合に限り、協議に応じます。
108	23	4	(3)	イ	(ア)	導水施設設計	導水管設計範囲の山口県営第5分水槽出口から統合着水井までの導水管について、耐震化は不要と考えてよろしいでしょうか。	耐震化は必要です。
109	23	4	(3)	イ	(ア) b	導水施設設計	導水管の工事は浄水場外の工事が必要であり、施工エリアは狭小な道路を使用することが想定されます。そのため住民説明が必要と考えますが、本工事の住民説明は貴市範囲と考えてよろしいでしょうか。	更新事業全般に関する住民対応の窓口は原則として本市が担いますが、実際に工事計画を提案し、管理していくのは事業者であることを鑑みれば、事業者は住民対応に必要な資料を作成するだけでなく、本市と協力して積極的に住民対応を行うべきであると考えています。
110	23	4	(3)	イ	(ア) b	導水施設設計	山口県営第3分水槽導水管において2号着水井へ流入する前段に流量計とバルブがありますが、敷地境界に近く導水管接続が容易でないと考えられます。現地調査に基づく提案内容からの仕様変更は設計変更対象であり精算いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者提案とします。資料等から推測される内容から著しく異なることについて事業者に見えないことを明確に示した場合に限り、協議に応じます。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
111	23	4	(3)	イ	(ア) a	導水施設設計	山口県営第5分水槽について、「導水管の更新に伴い改造が必要となる場合、市と共に山口県と協議を行う」と記載があります。協議により事業者提案以上の要求があった場合についての工事費増額は、市の負担との考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	23	4	(3)	イ	(ア) a	導水施設設計	山口県営第5分水槽の改造について、技術提案内容を事前に山口県と協議することは可能でしょうか。	山口県と事前協議することは認めません。
113	23	4	(3)	イ	(ア) d	導水施設設計	導水管の更新後に不要となる既設管は原則として撤去することと記載がありますが、導水管の更新後、既設ヒューム管φ1000を撤去するお考えでしょうか。その場合、開削工事となり全面道路の通行止め及び近隣住民への影響は避けられないと考えます。原則残置するという事でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）のとおりです。
114	23	4	(3)	イ	(イ) a	導水施設設計	導水管について、閲覧資料から読み取れない内容について貴市もしくは山口県より要求があった場合、その内容は設計変更対象となり精算いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	資料等から推測される内容から著しく異なることについて事業者に見えないことを明確に示した場合に限り、協議に応じます。
115	24	4	(3)	ウ	(イ) e	原水ポンプ槽	原水ポンプ槽について、「溢水対策として越流設備を設けること」とありますが、放流先はNO.1排水口との理解でよろしいでしょうか。	事業者提案とします。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
116	25	4	(3)	ウ	(カ)	凝集池	凝集池の滞留時間は、計画浄水量の20分以上とありますが混和池とフロック形成池の合計滞留時間との理解でよろしいでしょうか。	フロック形成池の滞留時間です。
117	26	4	(3)	ウ	(ク)	急速ろ過池	急速ろ過池は、「1池清掃かつ1池補修時においても計画浄水量を確保可能な構成とすること」とありますが、洗浄を含め予備池を2池設ければよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細については、事業者提案とします。
118	26	4	(3)	ウ	(ケ) b	浄水池	浄水池の有効容量について、提案時のフローおよび水位高低で設定してよいとの理解でよろしいでしょうか。 すなわち将来の紫外線処理設備を建設時には浄水池の有効容量や水位高低は見直しされるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細については、事業者提案とします。
119	27	第3章	4	(3)	ウ	(サ) 場内連絡管路	「e. 躯体との境界部には、適切な偏心量を持つ可とう管類を設置すること。」とありますが、可とう管類とは、伸縮可とう管の他に、「継ぎ輪＋乙切り管＋継ぎ輪」の組み合わせによる可とう機能も含まれると理解してよろしいでしょうか。	「継ぎ輪＋乙切り管＋継ぎ輪」の組み合わせによる可とう機能は含まれません。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
120	27	4	(3)	ウ	(シ)	管理用建物	管理用建物事務室への郵便の受付は正面入口門扉付近の郵便受けでの受け取りとし、宅配便や納入物品の受け取りは門扉インターホーンによる門扉開閉の遠隔操作による配達でよろしいでしょうか。それとも守衛室を置き貴市の守衛による正門管理となりますでしょうか。既設の守衛室がありますが、残置するとの考えでよろしいでしょうか。	浄水場という施設の性質上、入退出者の管理は厳格に実施する必要がありますので、これを実施可能な施設（少なくとも既設と同程度の守衛室）を適切に配置してください。 なお、既設の守衛室はリース物件であり、残置はしません。
121	27	4	(3)	ウ	(サ) e	場内連絡管路	「躯体との境界部には、適切な偏心量を持つ可とう管類を設置すること。」とありますが、可とう管類とは、伸縮可とう管の他に、「継ぎ輪＋乙切り管＋継ぎ輪」を組み合わせて偏心量を確保することも認められると理解してよろしいでしょうか。	「継ぎ輪＋乙切り管＋継ぎ輪」の組み合わせは認めません。
122	27	4	(3)	ウ	(サ) i	場内連絡管路	場内配管について、「バルブは、容易に交換ができるものとする」とありますが、ここでいうバルブは自動バルブ（電動や空気作動）を指しており、そのバルブを交換する際の止水に用いる前後のバルブは対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	28	4	(3)	ウ	(シ) b	管理用建物	機能として、長期耐久性とありますが、耐用年数はP. 13 表8に示された内容が条件との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
124	28	4	(3)	ウ	(シ) b	管理用建物	管理用建物の機能に関する留意事項として「バリアフリー化におけるユニバーサルデザイン」がありますが、対象は職員及び見学者という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	28	4	(3)	ウ	(シ) c	管理用建物	本市用、事業者用と分けて定義されていない場合、シャワー・脱衣室なども貴市と事業者で供用可能との理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
126	30	4	(3)	ウ	(シ) g	管理用建物	(c)会議室について、「災害時の災害対策本部として利用できる施設とすること」とありますが、事業者所掌となる場合に必要な設備等の条件を提示願います。	会議室は、本市所掌となります。
127	30	4	(3)	シ	h	応急給水施設	「応急給水栓及び給水車用給水栓は、各3箇所程度設置すること。」とありますが、応急給水栓の一箇所当たりの必要蛇口数をご教示ください。	応急給水栓の一箇所当たりの蛇口数は3口以上としてください。
128	30	4	(3)	シ	g	会議室	「会議室をパーティション等で分割して利用できるようにすること。」とありますが、対象は、2階の会議室のみで2分割という理解でよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
129	30	4	(3)	シ	g	会議室	70人程度同時収容可能が求められていますが、1人当たりの必要な広さを定義して頂けないでしょうか。	1階の会議室(150㎡程度)での対応を想定しており、1人当たり2㎡程度が必要と考えています。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
130	30	4	(3)	シ	g	中央監視室 機器の発熱対策	機器の発熱対策は、機器単品毎の発熱対策を実施するとの考えでよろしいでしょうか。	事業者提案としますが、過大とならないように留意してください。
131	31	4	(3)	エ	(力)	送水施設設計	「洗管を考慮した配管計画とすること。」について、洗管排水は場内側溝に放流する考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、排水時は残留塩素濃度が問題ないレベルに管理することを求めます。
132	31	4	(3)	ウ	(セ)	その他施設	a 備蓄倉庫：既存流用（移設も可）と b 管材料保管庫（貯蔵品）：大きさは既設相当については、P17図3 にどこにあるのか明示願います。また、b 管材料保管庫については既設の大きさ等の情報を表記するか図面を提示願います。	備蓄倉庫は、自家発棟と第3原水ポンプ室の間にあります。添付資料8-8を参照してください。 管材料保管庫は横流式沈殿池の下の排水槽（1F）にあります。添付資料3-1を参照してください。広さは80㎡程度となります。
133	31	4	(3)	ウ	(セ)	その他施設	危険物保管庫について、消防法上の遵守事項を確認するため、危険物の保管量（リットルもしくはm3）をご教示ください。	危険物第4類 ・第一石油類：38L ・第二石油類：38L ・第三石油類：878L
134	32	4	(3)	オ	(イ)c	電気・計装設備設計	「段階的に配電できるようにすること」とありますが、想定される既存の改造はありますか。	既存流用施設は工事範囲に含まないので、改造が生じた場合、本市の方で対応いたします。
135	32	4	(3)	オ		電気・計装設備設計	「各設備については、閉鎖形を基本とすること」とありますが、監視制御装置や計装品といった閉鎖形とするのが困難な設備については、対象外という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
136	32	4	(3)	オ	(ア) c	電気・計装設備設計	既設の配電フィーダー盤が取り合いとありますが、予備フィーダを実装済みとの理解でよろしいでしょうか。	予備フィーダーは2つ実装済みです。
137	32	4	(3)	オ	(イ) d	電気・計装設備設計	「落雷による被害を回避するための必要な対策を講じること」とありますが、その対策内容は事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	32	4	(3)	オ	(ア)	受変電設備 (既存 流用施設)	d 事業者は、本事業で使用する電力が把握できるよう、電力量計を設けること。と既存流用施設の項目に記載されているため、既設特高受変電設備の配電フィーダーに設ける必要がありますでしょうか。	既存流用施設は工事範囲に含まれないので、必要ありません。
139	32	4	(3)	オ	(イ)	電力設備	浄水施設（原水ポンプ含む。）：2フィーダーは420V、送水施設（1、2送水系）：1フィーダー（3送水系）：1フィーダーは3.3kV、管理用建物（中央監視室）：1フィーダーは3φ3W 210V、1φ3W 105-210Vが既設特高受変電設備から配電されると考えてよろしいでしょうか。オ（ア）cでは電力の取合いは、既設特高受変電設備の配電フィーダー盤（3.3kV）の二次側とすること。とも記載。	既設特高受変電設備から、3.3kVの配電電圧で配電されるので、各受電箇所において配電電圧に応じた施設を構築してください。また、閲覧可能資料11を参照してください。
140	33	4	(3)	オ	(ウ)	電気・計装設備設計	既設自家発棟は耐震補強のうえ、流用も可能とされていますが、土砂災害計画区域の特別警戒区域に含まれます。特別警戒区域への対策は実施済との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。閲覧可能資料32を参照してください。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
141	33	4	(3)	オ	(ウ)	電気・計装設備設計	自家用発電機設備の能力は、計画浄水量の75%程度とありますが、送水は3号系への送水が確保されればよいとの理解でよろしいでしょうか。	1, 2, 3送水系を含め、計画浄水量の75%程度を送水可能としてください。
142	33	4	(3)	オ	(ウ) f	電気・計装設備設計	「敷地境界での騒音規制値」は、添付資料18の表1の通りで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	33	4	(3)	オ	(オ)	電気・計装設備設計	流量・圧力を計測する対象については事業者提案と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	33	4	(3)	オ	(エ)	運転操作設備 タッチパネル 監視	民間ノウハウを活用し、タッチパネルと同等の機能を有することを認めて頂けると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	33	4	(3)	オ	(エ)	運転操作設備 現場操作盤	民間ノウハウを活用し、現場操作盤と同等の機能を有することを認めて頂けると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）のとおり、現場操作盤を設けてください。
146	33	4	(3)	オ	(ウ)	自家用発電設備	「既設は15kL×2 槽である。」とありますが、既設の燃料（軽油、A重油、灯油等）をご教示ください。	灯油になります。
147	33			オ	(ウ)	自家用発電設備	発電機の電源供給接続先は既設特高受変電設備でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
148	33	4	(3)	オ	(ウ)	自家用発電設備 既設自家発電棟 耐震補強検討	既設自家発電棟の耐震補強検討を行う際、必要となる既設耐震関連資料は提示されると考えてよろしいでしょうか。	閲覧可能資料10に該当します。
149	33	4	(3)	オ	(ウ)	自家用発電設備 燃料	燃料は調達の容易さを考慮していれば、自由に選定して良いとの考えでよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
150	34			オ	(カ)	監視制御設備	「監視制御システムにて監視操作を行う場外施設と通信する伝送装置は、本市にて整備を行う。」とありますが、監視制御装置移設又は設置工事は下関市様側対応と考えてよろしいでしょうか。	ここでいう場外施設とは、新設対象施設の監視制御システムにて監視操作を行う施設（長府配水場、石原電動弁室、内日貯水池、湯の原ダム）であり、これらの施設と通信する伝送装置（テレメータ装置）を本市で整備するというものです。 なお、既存流用施設の場外系監視制御システムの移設については、本市にて対応いたします。
151	34			オ	(カ)	監視制御設備	監視操作を行う場外施設と通信する伝送装置の電源（無停電）は更新対象外と考えてよろしいでしょうか。	更新対象です。
152	34			オ	(カ)	監視制御設備	g. 流量、水位、水質、電力量等の各計測データは、一元化し、運転管理やエネルギー管理に係る情報処理ができること。とは具体的にどのような内容を意味していますでしょうか。	要求水準書（案）P.42 図5に示す長府浄水場の枠内の情報と添付資料14の長府浄水場監視制御装置の情報を一元管理するものです。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
153	34			オ	(カ)	監視制御設備	「f 既存流用施設については、各施設の電気室においてハードワイヤーによるI/O 取合いとする。」とありますが、既存設備に関する中央からの監視・操作項目は既設監視項目と同様と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	36	第3章	4	(3)	カ	(工) 雨水排水	a 場外道路側溝への接続について、現在の接続点をご教示願います。	要求水準書（案）P.16図2に示す副門付近と次亜注入設備付近の側溝になります。
155	36	4	(3)	キ		施設撤去設計	撤去対象の確認含め、提案書の提出前に現地調査が実施できると考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、浄水場の運用に支障を与えないようにしてください。
156	37	6	(1)	ウ		業務の内容	排水処理施設は、既存流用施設であるため環境アセスメント評価のための生活環境影響調査では無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
157	37	6	(1)			業務の内容	「追加調査が必要と考えられる・・・」との記載がありますが、不要と考えるものについては、実施しないことも可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
158	37	6	(1), (2)			業務の内容	(1) 業務内容に、電波障害調査・周辺調査・生活環境調査とありますが、(2) 業務の実施に当たっての留意事項に、電波障害調査・騒音及び振動・悪臭・交通量・家屋調査。・周辺通行者状況調査・その他必要な調査とあります。 (2) に記載の調査が(1) の調査を包含している、すなわち最低限要求されている調査は(2) で記載の調査であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	37	第3章	6	(1)		業務の内容	「追加調査が必要と考えられる・・・」との記載がありますが、不要と考えるものについては、実施しないことも可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
160	37	第3章	4	(3)	キ	施設撤去設計	公表いただいた資料では、既設構造物の情報が不足しております。数量を提示いただきそれに基づいて積算し、撤去設計時の数量で清算するなどの対応で発注すると考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	資料等から推測される内容から著しく異なることについて事業者に見えないことを明確に示した場合に限り、協議に応じます。
161	38	7	(1)	イ		建設工事に係る実施事項	施設管理台帳への入力及びデータ提供とは、貴市が保有されている台帳システムへのデータインプット作業との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
162	38	7	(1)	イ		建設工事に係る実施事項	施設管理台帳への入力及びデータ提供の対象は、新設対象施設のみと考えてよいでしょうか。	新設対象施設及び改造した既存流用可能施設を対象とします。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
163	38	第3章	6	(2)	イ	工事工程	令和12年4月までに完成する50000m ³ /日の施設設計については、全て要求水準書の第3章4(3)の詳細設計に示す事項を満足する必要があるでしょうか？(例として2系列化がこの時点でも必要でしょうか？) またこの暫定運用時において、維持管理時の75%能力を保持する対象としては、ろ過池浄水渠などの集合部を除く箇所について75%能力を保有すれば良いと考えていますが、このような理解で宜しいでしょうか？	前段は、事業者提案によりますが、部分供用開始時は、既設を含め浄水施設は、機器の故障、各施設の点検・洗浄等の際も計画浄水量の75%以上としてください。後段はご理解のとおりです。
164	38	第3章	6	(2)	イ	工事工程	令和15年4月までに完成する88000m ³ /日の完成時において、全て要求水準書の第3章4(3)の詳細設計に示す事項を満足するとの考えで良いでしょうか？(令和12年の暫定通水時は、一部要求水準値を未達の施設があっても良いでしょうか？)	全部供用開始時は、ご理解のとおりです。部分供用開始時は、既設を含め浄水施設は、機器の故障、各施設の点検・洗浄等の際も計画浄水量の75%以上を確保してください。
165	38	第3章	6	(2)	イ	工事工程	令和12年4月までに完成する50000m ³ /日の施設設計と、令和15年に完成する施設設計について、設計緒元を同値とすれば形状が異なっても問題ないと考えていますが、このような理解で良いでしょうか？(例として全数で3系列の施設設計とし、当初に建設する1池あたりのろ過池面積と後期に建設するろ過面積が異なっても、ろ速が同じであれば問題ないとの理解をしています)	事業者提案とします。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
166	38	7	(2)	ア	(エ)	工事全般	新型コロナウイルス感染症対策については、国土交通省ガイドライン等を参考に実施すること」とありますが、国土交通省によって建設産業向けに通知や通達された新型コロナウイルス感染症対策に基づいた対策を行うとの理解でよろしいでしょうか。 また、提案後の新たな通知や通達に基づいた対策費用については精算いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	公募要項等の公表時点と内容が異なる場合の対応は、協議に応じます。
167	38	7	(2)	ア	(ウ)	工事全般	事業者は、着工に先立ち、周辺影響調査等を十分に行い、理解と協力を得て円滑な進捗を図るとありますが、住民への理解と協力は貴市主体（事業者は補助）と考えてよろしいでしょうか。	更新事業全般に関する住民対応の窓口は原則として本市が担いますが、実際に工事計画を提案し、管理していくのは事業者であることを鑑みれば、事業者は住民対応に必要な資料を作成するだけでなく、本市と協力して積極的に住民対応を行うべきであると考えています。
168	39	7	(2)	イ		工事工程	全体工事工程遵守の観点より、撤去工事の着手を少しでも早期に実施したいと考えています。そのため、詳細設計において施設撤去設計のみを承諾いただければ、緩速ろ過池等の撤去工事は、全体の詳細設計完了前であっても着手可能との理解でよろしいでしょうか。	公募要項等で示します。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
169	39	7	(2)	イ	(イ)	工事工程	<p>事業終了時期に影響する維持管理開始時期（令和12年4月1日）は遵守しますが、以下理由により全部を供用開始する期日（令和15年4月1日）、全ての工事を完了させる期日（令和19年3月31日）の設定は、当社検討実績に基づく結果より工期遵守は厳しい見通しです。そのため期日を目標値としていただき、もしくは提案事項としていただくことは可能でしょうか。</p> <p><理由> 本要求水準（案）より、「平成28年度 長府浄水場更新事業基本設計業務委託報告書」し示された緩速ろ過池跡地に浄水施設を一度に建設するのは困難で、「平成21年度 長府浄水場基本設計業務（現地工事）報告書」のように、段階的な工事になると考えます。 そのため、「平成28年度 長府浄水場更新事業基本設計業務委託報告書」を基にした工事期間（14年6か月）と同等の期間での工事完了は厳しいと考えます。 少なくとも1年間の延長（全部を供用開始する期日は令和16年4月1日）、全ての工事を完了する期日は令和20年3月31日）とすることが妥当と考えます。</p>	要求水準書（案）のとおりとします。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
170	39	7	(2)	イ	(イ)	工事工程	<p>事業終了時期に影響する維持管理開始時期（令和12年4月1日）は遵守しますが、全部を供用開始する期日（令和15年4月1日）、全ての工事を完了させる期日（令和19年3月31日）の設定は、当社検討実績に基づく結果より工期遵守は厳しい見通しです。期日を遵守するために、以下に示す内容を了承いただきたく存じます。</p> <p>本建設では、緩速ろ過池跡地に部分供用開始に必要な浄水施設を建設（1系と称す）し、その後既存施設を撤去し、その跡地に全部処理に必要な施設を増築（2系と称す）することを検討しています。</p> <p>完成時の施設を考慮を考慮すると、1系・2系の水量を均等にさせていただくのが望ましいと考えます。</p> <p>そこで部分供用開始時の浄水量を44,000m³/日としていただきたく存じます。</p> <p>50,000m³/日は3号送水に必要な送水量より設定されていると思慮いたしますので、3号送水への不足分は送水ポンプを先行して新設し、部分供用開始までの期間は貴市にて運転管理いただくことも併せて認めていただきたいと存じます。</p> <p>2系統化することで、増築の施工性の向上及び、部分供用開始時の工事物量が減ることで工期遵守できると考えます。</p>	要求水準書（案）のとおりとします。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
171	39	7	(2)	ウ	(ア)	工事範囲	「内日貯水池から統合着水井までの導水管のうち、本浄水場内は工事範囲である」とありますが、2号着水井の手前にあるφ800電動バタフライ弁の1次側は工業用水設備と考えます。φ800電動バタフライ弁含めその1次側は既存流用設備との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
172	39	7	(2)	ウ	(イ)	工事範囲	「送水管は、添付資料8に示す位置付近で既設送水管と接続すること。」と記載がありますが、送水管3本共（長府3号、1,2,4号、日和山）、不断水接続は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	39	7	(2)	ウ	(オ)	工事範囲	「工事車両の通行を考慮した道路整備（場内道路及び搬入道路）を行う事」とありますが、既設の浄水施設を運用する上でどの程度の頻度でどのような車両が入退場するのかお示してください。	PAC：85台/年（ローリ-8kL） 次亜：38台/年（ローリ-8kL） 燃料：1台/年（ローリ-10kL） 粉炭：16台/年（ジェットパック12m3） 脱水ケキ：66日/年（10t車）
174	39	7	(2)	エ	(ア)	試運転、運転指導業務	今回整備する生物処理設備は連続的に原水を通水し馴養が必要となります。試運転中の処理水は第3原水ポンプ棟へ送水し、工水に利用していただくことが可能との理解でよろしいでしょうか。	工業用水に利用することはできません。試運転時の処理水の排水方法は、事業者提案としますが、場外排水量が制限を超える場合は、本市と協議が必要です。
175	39	7	(2)	エ	(イ)	運転管理マニュアル	現状施設向けの運転管理マニュアルを参考に提示頂けないでしょうか。	閲覧可能資料19に該当します。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
176	39	7	(2)	イ	(ア)	建設工事 工事工程	令和12年（2030年）4月1日までに少なくとも浄水施設の一部（50,000m ³ /日を供用させることとありますが、基本設計及び詳細設計の完了時期は、どのように想定されていますでしょうか。	公募要項等で示します。
177	39	7	(2)	ウ	(オ)	建設工事 工事範囲	工事車両の通行を考慮した、場内道路及び搬入道路の整備を行うこととありますが、既設浄水施設を運用するうえで、どの程度の頻度でどのような車両が出入りする見込みか、ご提示願います。	PAC：85台/年（ローリ-8kL） 次亜：38台/年（ローリ-8kL） 燃料：1台/年（ローリ-10kL） 粉炭：16台/年（ジェットパック12m ³ ） 脱水ケーキ：66日/年（10t車）
178	40	7	(2)	ク		環境対策	建設工事期間中に制限される作業時間帯についてご教示ください。	原則として平日の8:30～17:00とします。 添付資料18を参照してください。
179	40	7	(2)	コ		施設管理台帳	現状活用されている施設管理台帳システムがあれば、どのような仕様となっているか御提示願います。	(株)日水コンの水道施設用「設備情報管理システム」及び上下水道施設用「保守点検情報管理システム」です。詳細は、(株)日水コンのホームページをご確認ください。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
180	43	1	(1)			表12 部分供用開始時の施設維持管理業務実施者(例)	部分供用開始時に排水処理施設の維持管理が事業者所掌となっています。既存施設の排水や排泥のタイミング、頻度、水量などの条件を公表願います。	排水処理施設への送泥量、脱水機への汚泥供給量及び脱水汚泥量は閲覧可能資料17に該当します。
181	43	1	(1)			表12 部分供用開始時の施設維持管理業務実施者(例)	部分供用開始時に既設浄水施設の維持管理は貴市とあります。粉末活性炭設備を既設を流用した場合、既設・新設いずれにも使用できるように事業者で改造を行いますので、新浄水施設にも粉末活性炭の注入が必要となった際は、貴市にて運転頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
182	44	1	(4)	イ		業務計画書の作成	従事者等の新型コロナウイルス感染症対策を行うとありますが、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課からの通知・事務連絡に基づいて対策を行うとの理解でよろしいでしょうか。また、提案後に新たに発出された通知・事務連絡への対応に必要な費用は精算いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	公募要項等の公表時点と内容が異なる場合の対応は、協議に応じます。
183	44	1	(4)	イ		下関市内在住者雇用推進に関して	地域貢献の一環としても地元採用を積極的にすすめたいと思いますが、地元人材の雇用を促す手段(採用サイトへの積極的活用等)を実施しても、地元人材が集まらない場合も想定されます。その場合、地元人材の雇用を促す手段を推し進めている内容を、積極的な雇用推進として扱って頂けると考えてよろしいでしょうか。	公募要項等で示します。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
184	45	1	(7)			貸与品等	要求水準（案）に示される「貸与品等」の他に、事業者用事務室及び休憩室、駐車場、鍵、等を無償提供いただけるとの理解でよろしいでしょうか	本市から貸与するものは原則として要求水準書（案）に記載のとおりですが、業務遂行上、不可欠である施設等の鍵については貸与します。 事業者用事務室及び休憩室については無償で使用可能ですが、事業者の従業員の私用車駐車場スペースは考慮しておりませんのでご注意ください。
185	46	2	(2)	ア		運転管理業務	計画浄水量までの水量に対し、貴市の指示に従って水量を確保するとありますが、指示の頻度を1日1回（休日を除く）と考えますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、非常時には例外とします。
186	46	2	(2)	ス		運転管理業務	「少なくとも2名以上の人員を中央監視室に配置し、常駐させることと」あります。「原則として中央監視室を無人にしない」ことを前提として、現場確認や休憩時間を除くと理解してよろしいでしょうか。	公募要項等で示します。
187	46	2	(1)			運転管理業務	監視のみが運転管理業務の対象の設備について、貴市の指示があった場合は、施設の運転を行うこととありますが、指示通りに運転を行い問題があった場合のリスクは貴市との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
188	46	2	(2)	ス		運転管理業務	中央監視室に配置し、常駐させることとは、例えば2名で中央監視室を拠点に、無人にせず一方で運転管理、保守点検、水質管理等の業務を行っても問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	公募要項等で示します。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
189	46	2	(2)	ス		運転管理業務	※運転管理の体制は、事業者提案とするが、少なくとも2人以上の人員を中央監視室に配置し、常駐させること。なお原則として中央監視室を無人にしてはならない。とありますが、これは24時間、夜間の場合であっても2人以上中央監視室に人員を配置しなければならないとのことでしょうか。夜間の場合1人が中央監視室に居て、1人が事務所休憩室で休んでいる（中央から呼出はできる状態）ことも可能なのでしょうか。	公募要項等で示します。
190	46	2	(1)			運転管理業務	監視のみが運転管理業務の対象の設備について、貴市の指示があった場合は、施設の運転を行うこととありますが、中央監視室からの運転操作という理解でよろしいのでしょうか。	長府浄水場内の施設については、現場操作を行うこともあります。その他の施設については、中央監視室からの操作となります。
191	48	6	(1)			保安業務	「本浄水場内に第三者が立ち入り、・・・、出入口の施錠、監視カメラによる監視等、必要な対策を行う」とあり、添付資料1 6 業務分担6. 6 保安業務で貴市にて平日の日中（午前8時～午後6時）まで正門の管理を実施するとあります。正面出入口に守衛室を配置する必要がありますでしょうか。	浄水場という施設の性質上、入退出者の管理は厳格に実施する必要がありますので、これを実施可能な施設（少なくとも既設と同程度の守衛室）を適切に配置してください。 なお、既設の守衛室はリース物件であり、残置はしません。
192	48	5	(2)	ア		危機管理マニュアル	現状の危機管理マニュアルを参考に提示頂くことは可能でしょうか。	閲覧可能資料20に該当します。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
193	49	9	(1)			場内清掃業務	「場内全ての施設の清掃及び落葉や雑物の回収及び処分」とありますが、P. 42図5の赤枠内の範囲との理解でよろしいでしょうか。また、貴市が専ら使用される市事務室、居室における日常清掃、ワックス清掃、窓ガラス清掃、貴市が排出される事業系一廃・産廃の処分及び場外からの不法投棄が合った場合には、市の責任範囲となるという理解でよろしいでしょうか。	「場内」とは「長府浄水場内」を示します。本市が使用する事務室、居室における日常清掃、ワックス清掃、窓ガラス清掃は、本業務の範囲です。本市が排出する事業系一般廃棄物・産業廃棄物の処分については本業務の範囲外です。場内での不法投棄の取扱いについては、回収は事業者の責任範囲、処分は本市の責任範囲とします。
194	50	11	(2)	ウ		薬品調達管理業務	前塩素処理に係る薬品費は貴市の負担とありますが、事業者が自主的に前塩素を使用した場合の費用は事業者負担との理解でよろしいでしょうか。	藻体破壊されていない植物プランクトンの対応のための前塩素処理は、本市の所掌範囲です。事業者の自主的な使用は認めません。
195	51	14	(2)			事業終了時の引継ぎ業務	「交換の必要性」についての基準は事業者提案と考えますがよろしいでしょうか	「交換の必要性」について、要求水準書（案）に記載はしていません。
196	51	13	(2)	キ		修繕業務	「機器更新を伴う場合でも資本的支出に関わるもの及び1件当たりのその他修繕の金額が50万円を超えるものは、修繕業務の対象外とする。」とのご記載ですが、監視操作装置などは単位資産かつ更新基準年数15年設定と位置付けられています。このような機器は貴市にて更新頂けると考えてよいでしょうか。更新基準年数以内に更新が必要となった資本支出の機器についても貴市にて更新頂けると考えてよいでしょうか。	資本的支出に係る資産（設備・機器等）の更新は本市が実施します。なお、耐用年数や更新基準年数に関わらず、当該資産が修繕対応不可となり、更新が必要であると本市が判断した場合に更新を行います。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	質問への回答
197	51	第4章	13	(2)	ク	業務の実施に当たっての留意事項	SPC負担となる1件50万円以下のその他修繕に要する費用に関し、年間当たりの上限を設けていただくことを希望します。	その他修繕の年当たりの上限額は、公募要項等で示します。
198	52	14	(2)	イ		事業終了時の引継ぎ業務	引渡後1年以内に発生する、消耗品は貴市にて負担いただけるものと考えています。	契約期間終了後の消耗品の調達は、本事業の対象外とします。
199	添付6-1					ボーリングデータについて	既存のボーリングデータは、概ね敷地外周部において実施されて、想定図を作成されています。要求水準書(案)P-18の3に記載のとおり、事前調査業務において主要構造物施工位置において、追加調査実施するようになると思います。添付資料の想定図により応札対応致しますが、追加調査結果の基盤線等に差異が生じた場合は、基礎構造の変更対象との認識でよろしいでしょうか。	資料等から推測される内容から著しく異なることについて事業者に見えないことを明確に示した場合に限り、協議に応じます。
200	添付資料21					必要備品リスト	必要備品について、仕様(グレードやサイズ)が読み取れないものに関しては、事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
201						その他	技術提案作成につき、諸官庁と事前協議を行うことは可能でしょうか。	表4に記載の内容や解釈について、確認することは問題ありませんが、事業契約締結前に担当部局と具体的な協議をすることは認めません。